

## 平成26年第4回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年12月8日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成26年12月17日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	閉 会	平成26年12月17日午前9時39分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不 応 招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	5 番	脇 山 伸 太 郎 君		4 番	池 田 道 夫 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	池 田 則 子 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	右 寺 直 樹 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	青 木 敏 治 君		住 民 福 祉 課 長	松 本 恵 一 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	中 山 昇 洋 君		生 活 環 境 課 長	小 山 康 人 君	
	教 育 課 長	井 上 新 吾 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔		議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明	

## 平成26年第4回玄海町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年12月17日 午前9時開議

- 日程1 議案第66号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について
- 議案第67号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について
- 議案第72号 平成26年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 平成26年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程2 議案第69号 玄海町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第6号）
- 日程3 議案第75号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第7号）
- 日程4 議案第76号 町道新田轟木線道路災害復旧工事変更請負契約について
- 日程5 所管事務の調査報告について

---

### 午前9時 開議

#### ○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から追加議案が2件送付されておりますので、職員に朗読させます。

#### ○議会事務局長（中村大輔君）

〔朗読省略〕

#### ○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

- 日程 1 議案第66号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
- 議案第72号 平成26年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 平成26年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（上田利治君）

日程 1. 議案第66号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから議案第68号 玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第70号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について及び議案第72号 平成26年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）から議案第74号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）までの以上7件を一括議題といたします。

本件につきましては、12月8日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

12月8日の本会議において、予算特別委員会に付託を受けておりました議案第66号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから議案第68号 玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第70号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について及び議案第72号 平成26年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）から議案第74号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）までの以上7件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第66号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから議案第68号 玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第70号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について及び議案第72号 平成26年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）から議案第74号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）までの以上7件については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第69号 玄海町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定  
について

議案第71号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第6号）

○議長（上田利治君）

日程2. 議案第69号 玄海町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第71号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第6号）の以上2件を一括議題といたします。

本件につきましては、12月8日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

12月8日の本会議において、予算特別委員会に付託を受けておりました議案第69号 玄海町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第71号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第6号）の以上2件につきましては、慎重審議の結果、賛成多数をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

本件につきましては、反対討論の申し出がっておりますので、発言を許可します。11番 藤浦皓君。

**○11番（藤浦 皓君）**

おはようございます。今ここに提案されている議案第69号 玄海町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第71号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第6号）については、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第69号 玄海町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定については、国において消費税率の引き上げに伴って水道料基本料金と超過料金を合算した額に、これまでの消費税率を乗じて得た額というものです。消費税は景気破壊税とまで言われるように、富裕層も低所得層も税率は同じであり、応能負担の原則に反するものです。

消費税5%から8%に引き上げ以降、景気の悪化を招き、小中零細企業の倒産も相次いでふえているのが現状です。消費税は飲料水だけではありません。日常生活の中で買い物をすれば必ず消費税を払わなければなりません。町内で水道料金に係る消費税はおよそ20,000千円というように言われています。このような消費税はきっぱりやめて別の方法、いわゆる応能負担の原則にのっとって徴収されるべきものであります。

次に、議案第71号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第6号）については、学校建設費3,649,508千円が計上されていますが、最終的には物価スライドや、その他の理由によって49億円台になるとの見通しであります。この件については、計画段階から住民の理解をしっかりと得ないまま強引に進められた経緯があります。このことについては一部の者の反対

でという言葉がよく聞かされます。反対された町民の方々の名誉のためにも一言触れておきたいと思います。

第1、有徳小学校統合に向けての育友会との話し合いの段階から意思の疎通がしっかり図られていなかったのではないかと。2012年2月21日には有徳小学校育友会から4校統合の延期の要求書が出されていまして。また、2012年3月議会開会前日の7日に、1,000筆を超える4小学校統合反対の白紙撤回を求める署名と陳情書が値賀小学校育友会長連名で提出されています。これらは決して一部と言えるものではありません。そして、これが3月12日には、逆に議会では統合推進決議が強行されました。

要求書の中では次のように述べられています。開校から2年が経過しているのに早急に有徳小学校を建設するという契約をしている中で、再度統合することは理解できない。今は時期ではないという結論であります。4校統合の計画延期を要求しますという内容であります。

さらに、私自身が一貫して反対理由にしてきているのは、平成22年の3月議会で、一般質問での答弁で、教育長は値賀小学校のことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、私は現在、統合については考えておりませんと答弁されています。それまでは有浦地域を重点に説明会をされています。なぜ値賀地区での説明会はしないのか。小・中学校を、小学校1校、中学校1校と、それを同じ敷地内に建設するという方針でありながら、なかなかそうはならない。だから、繰り返し繰り返し、値賀地区においても説明会を開くように強く求めてきたものであります。にもかかわらず、値賀地区の統合は考えていないという答弁にもかかわらず、小・中一貫校建設に当たっては、既成事実を積み上げて今日に至っているわけがあります。まさに、うそとだましの手法であり、見解の相違というものではありません。こうしたものを私は黙って黙認していくわけにはまいりません。やっぱりこういう重要な問題については、住民との意思疎通をしっかり図りながら進めるべきであったというものであります。こういう点を指摘して討論を終わります。

**○議長（上田利治君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第69号 玄海町水道事業給水条例等の一部を改正する条例

の制定について及び議案第71号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第6号）の以上2件には、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程3 議案第75号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第7号）**

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第75号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第75号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,688千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を12,578,639千円とするものでございます。

今回の補正予算に合わせまして、継続費の補正をお願いいたしております。

10款教育費、6項小・中学校費の町立小中学校整備事業について、年割額の平成26年度を3,710,196千円に変更し、総額を4,927,306千円に変更するものでございます。

歳入補正予算としましては、17款繰入金、2項基金繰入金の公共施設整備基金繰入金60,688千円の増額、内容につきましては、歳出項目で詳細に御説明申し上げますが、今回の玄海町立小・中学校校舎体育館建設工事の、いわゆるインフレスライドに係る契約変更に対応するため増額をし、財源を補正するものでございます。

歳出補正予算としましては、10款教育費、6項小・中学校費、1目学校建設費の小中学校整備事業工事請負費60,688千円の増額、これは先ほど申し上げました玄海町立小・中学校校舎体育館建設工事請負契約のインフレスライドに係る契約変更に対応するものでございます。平成26年2月適用の公共工事設計労務単価決定によりまして賃金等が急激にアップされたため、その対処としまして国からインフレスライド条項の適切な運用依頼が通知されております。このことにより、受注者から玄海町建設工事請負契約約款第25条第6項インフレスライド条項の規定に基づき請負代金額の変更について請求がなされまして、これに対処するためインフレスライドによる請負代金額の増額の契約変更が必要となるため、今回補正をお願い

するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

11ページにあります工事請負金60,688千円、このインフレスライド、町長が説明されました、物価スライドに関しましては議員協議会でいろいろ審議されておりますので、その中身については結構です。

学校建設に関しましては、基金積み立てをしております。そして、27年度が621,842千円、3ページになりますが、継続費として計上されております。この620,000千円相当の金額はですね、歳出、来年度になりますが、これに関しては今までの基金積み立てでなるものか、あとそうなれば基金の残高はどうなるものか、一般会計でまた新たに27年度に組まれるものか、その点について御説明願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

脇山伸太郎議員さんの御質問にお答えしたいと思います。全員協議会のときも御答弁を申し上げたと思いますけれども、継続費の27年度分についても、これまで皆さんに御説明してきたとおりの数字で、変更については今回のみということで考えておるところでございます。ただし、先ほども言いましたように、世の中の景気の動向の問題は多少なりとも残っておりますが、それを加えても、それ以降の変更については全く今のところ考えておりませんし、資金についても公共工事整備基金から使わせていただくように準備をさせていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。



これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第75号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程4 議案第76号 町道新田轟木線道路災害復旧工事変更請負契約について

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第76号 町道新田轟木線道路災害復旧工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第76号 町道新田轟木線道路災害復旧工事変更請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年11月15日に請負契約した町道新田轟木線道路災害復旧工事について、設計変更の結果、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の目的としましては、平成25年災第33号、町道新田轟木線道路災害復旧工事でございます。

変更契約の方法は、当初の請負減率による契約でございます。

変更契約金額は、95,331,600円でございます。変更前の契約金が39,375千円であったので、55,956,600円の増額となっております。

契約の相手方は、東松浦郡玄海町大字今村6723番地、株式会社小野建設玄海支店支店長、友田茂一氏でございます。

工期は、着工が平成25年11月15日から成工は平成27年3月20日までとしております。

支出科目は、一般会計、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費でございます。

変更理由の主なものとしましては、別紙で添付をいたしておりますが、平成25年8月29日から31日の豪雨を誘因とする地すべり性の崩壊が発生したことによって、現地踏査及び地質調査の解析結果を踏まえ、経済性、施工性、安定性、景観性に着目をし、対策工法の比較検討を行った結果、地すべり土塊を完全に除去する全排土工を採用しております。

しかしながら、のり面掘削段階において、平成26年2月と5月に、のり面及び背後平たん面に亀裂が発生したため、追加ボーリングによる変状調査、解析及び対策工法検討後、国土交通省防災課へ2度の変更施工承認の協議を行い、平成26年11月17日に変更施工承認申請の受領及び施工承認を得ました。

内容としましては、地すべり変動を抑制し、のり面の安定を図るため、移動土塊頭部の排土工と、かご工及び地下水排除工を追加したいというものでございます。

変更の主なものとしましては、排土土量、当初は6,496立方メートルでしたものを変更は9,360立方メートル、2,864立方メートル増加をいたしております。

それから、切り土のり面整形が当初1,616平方メートルだったものを変更後は3,263平方メートル、1,647平方メートル増加をいたしております。

それから、かご工、これは2,000ミリ掛け高さ1,000ミリのものですが、追加工事として327平方メートル。

それから、応急横ボーリング工、これは地すべり滑動区域外施工であります、削工の90ミリ、それから排水管の75ミリを追加し、延長130メートルを追加しております。

それから、横ボーリング工、これは地すべり滑動区域内施工であります、削工90ミリと排水管75ミリを延長171.6メートル追加いたしております。

そして、地質調査ボーリング、これは17.9メートル追加をいたしております。

そのような状況でございます。

以上で説明を終わりますけれども、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

災害復旧工事で当初の契約金額より倍以上、変更前が39,000千円、約40,000千円ですね、

そして、今回が95,000千円になる。変更後の金額のほうが約56,000千円も多いというような災害復旧工事ですけど、当初、なぜこのような見通しが立てなかったのか。さまざまな理由により、地すべり土塊を完全除去する全排土工法を用いていたと。しかし、その排土する段階において、また上から亀裂が来たとかというふうにも聞いておりますが、この工事はもう完全にするためには仕方がないと思います。これからもこれを進めに行けないと思いますが、この区域が従前から農業委員会から指摘されていた不法投棄によってできた土塊だというふうにも聞いておりますが、その辺の事実関係はどうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

岩下議員の御質問に対してお答えをしたいと思いますけれども、現実にはどのようなものでその土壌ができていたかということは、ちょっと私、今詳しく存じ上げておりませんので、課長のほうに答弁をさせたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

今、岩下議員さんから御指摘がございました。上部の土が、今回、地すべり的なことで落ちてきたというようなことで、その土が落ちてきた原因というのが、従前より農業委員会から御指摘があっていたというようなお話でございます。その話につきましては、私もかなり以前に記憶しておりますが、今回、その災害の原因となったのはあくまでも集中豪雨による、そしてまた、それに伴います浸透水による深層崩壊というようなことでございますが、その捨て土された時期というのがかなり前でございまして、はっきり私は言えませんが、10年以上前だったかなというふうに推測いたします。

通常、土木工事をやる上におきましては、盛り土してから一、二年とか、5年以内等でそういった災害等が発生した場合には人工災害的なことというような言い方もされますが、かなり10年以上を過ぎたものというのは、それが原因だというふうに確認するのはなかなか難しいことでございます。

したがいまして、今御指摘のあった部分につきましては、土質調査等も行いましたが、完全に地山とは言いませんが、かなり年月がたっておるということで、これは事前に国土交通

省、県あたりにも協議をいたしますが、その段階において人工盛り土、人工災害というようなことが起因しているというような判定には至っていないというのが経緯でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

集中豪雨による災害だということは承知しておりますが、そのもととなる原因が不法投棄によるものだったのか、それとも、今、統括が言うように、もともとの山、地山。地山であれば、何百年も何千年もかかってできたのでありますし、これはもういたし方ないというふうに思っていますが。

それでは、不法投棄による場所ではなかったということですね。それともう1つ、この場合、こういう場合の原資はどこから来るんでしょうか、2つ。（「工事の原資」と呼ぶ者あり）経費。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

不法投棄の場所だったかどうかということについては、私もはっきり存じ上げませんが、先ほど申しあげましたように、その部分が不法投棄だったかどうかについては、その当時といますか（発言する者あり）済みません。はっきり私も確認はできませんが、その後の工法変更、今回、上程しております変更工法においては、かなり奥まで排土工を行うというような工法になっております。ただ、当初の災害面を見ますと、今おっしゃられるように、先ほども申しあげましたが、その人工的な盛り土部分が崩壊したというような状況じゃなかったもんですから、その場所が先ほど来言われておりますような不法投棄の場所かどうかにつきましては、ちょっとわかりかねます。申しわけございません。

それと、財源につきましては、まちづくり課長のほうから申し上げます。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

お答えいたします。

今回の変更になった部分を含めまして、ほぼ全体が災害復旧事業の補助対象になるものと

の承認を受けております。現段階におきましては、補助金が確定したものではありませんけれども、そういうふうにご承知おきいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

いずれにしても、仕事は完結せねばなりません、そういう問題が含んでいるということは非常に猶予されるべきだというふうに思っております。したがって、これから先の公共工事においてもですね、そういうことがないように、そしてまた、そういう問題を農業委員会、これ宮崎議会議長のころだったということを知っておりますが、指摘された段階でちゃんと整理しておくべきだというふうに考えておりますが、町長いかがですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今回の件に関しましては、国土交通省とも十分な協議ができて了承をいただいたということは、今、統括、課長からも報告があったとおりでございまして、ただ、今、岩下議員御指摘をいただいたように、それ以外の、例えば、条件が事前にわかる場合のしっかりとした判断を私どもとしてはこれから注視をしながら、しっかりとした、特にこういった自然に関する災害については大きな事故を誘発する可能性が十分ございますので、十分な注意を払いながら、しっかりとした対応をさせていただきたいと思っております。大変申しわけありません。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第76号 町道新田轟木線道路災害復旧工事変更請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程5 所管事務の調査報告について

○議長（上田利治君）

日程5. 所管事務の調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会から報告書が提出されております。お手元に報告書を配付しておりますので、御了承方お願いいたします。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成26年第4回玄海町議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前9時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員